

公正証書遺言作成のトラブル対応チェックリスト（2025 年版）

公正証書遺言は最も確実な遺言方式ですが、作成時や内容確認の段階で、家族間の意見対立・公証人との調整・証人の手配などのトラブルが発生することがあります。このチェックリストは、実際のトラブル事例に基づき、事前防止と対応のポイントを整理した実務支援資料です。

STEP1：作成前の準備・確認

- □遺言作成の目的（相続トラブル防止・財産分配の明確化）を明確にした
- □相続人・受遺者を整理し、相続図を作成した
- □財産目録を作成し、最新情報を確認した（預金・不動産・証券など）
- □相続人間の意見対立がある場合、事前説明・合意形成を行った
- □公証人への事前相談を行い、必要書類と手数料を確認した

STEP2：作成時の注意・手続き

- □公証役場の予約を済ませ、日程を家族・証人と調整した
- □証人 2 名を確保した（成人・利害関係のない人物）
- □作成当日、本人確認書類・印鑑を持参した
- □公証人の読み上げ内容を確認し、誤記・誤変換がないか確認した
- □付言事項（家族への思い・遺言理由）を追加する場合、口頭ではなく書面で指示した

STEP3：作成後の確認と保存

- □公証役場での原本保管・正本・謄本の受領を確認した
- □家族や相続人に遺言書の存在と保管場所を伝えた
- □内容に誤りや不備があった場合、公証人に再確認を依頼した
- □内容変更が必要な場合、再度公正証書遺言として作成した
- □定期的に内容を見直し、家族構成や財産変動に対応した

STEP4：トラブルが発生した場合の対応

- □家族間での紛争が生じた場合、感情的にならず第三者（行政書士・弁護士）に相談した
- □公証役場での誤記や手続き不備は、訂正・再作成の可否を確認した
- □証人とのトラブル（偏り・発言内容）については、経過を記録した
- □遺言書内容への不満や誤解がある場合、付言事項や遺言理由の補足文書を作成した
- □遺言執行段階で争いが想定される場合、遺言執行者を専門家に依頼した

注意点・補足

- ・作成時に本人の意思能力が不明確な場合、医師の診断書を準備しておくで安心です。
- ・証人には家族以外の第三者（行政書士など）を依頼すると公平性が保てます。
- ・遺言内容が偏っている場合、相続人への説明を事前に行い、感情的対立を防ぎましょう。
- ・遺言執行者を指定することで、遺言内容の実現がスムーズになります。

参考 URL・専門家相談案内

 清和行政書士事務所 | 相続・遺言サポート専用窓口

LINE 登録で『公正証書遺言テンプレート』資料も無料配布中。

参考：日本公証人連合会 <https://www.koshonin.gr.jp/>